

北栄町若者チャレンジ応援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、北栄町若者チャレンジ応援補助金(以下「本補助金」という。)の交付について、北栄町補助金等交付規則(平成17年北栄町規則第43号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 北栄町竹歳敏夫奨学育英基金を活用し、若者が自らの可能性に挑戦しようとする意欲の醸成や若者の主体的かつ創造的な取組を支援することにより、地域課題の解決、地域の活性化及び持続可能なまちづくりの推進を図る。

(定義)

第3条 この要綱における若者の定義は、おおよそ30歳未満の者とする。

(補助事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、北栄町内で実施する若者のチャレンジ応援事業とする。ただし、次に掲げる活動は除く。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける活動
- (3) 個人の学問又は学問的研究を目的とする活動
- (4) 学校等の授業、部活動等として実施する活動
- (5) 公序良俗に反する活動
- (6) 条例、条例等に違反する活動
- (7) 政治活動若しくは宗教活動又はこれらに類する活動
- (8) 国、県、町など公的機関から他制度による補助金又は委託を受けている活動
- (9) 事業の主たる効果が町外で生じる活動

(補助対象者)

第5条 補助金交付の対象者は、次の要件のいずれかを満たすものとする。

- (1) 北栄町内に主たる住所又は事務所を置き、事業を実施する団体又は事業者
- (2) 若者を応援する人で構成する団体
- (3) その他町長が認めるもの
(補助金の交付対象及び額等)

第6条 補助金の対象となる費目及び額は次のとおりとし、町長は補助対象者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

補助事業	補助対象経費	補助限度額
若者のチャレンジ応援事業	旅費 報償費 需用費(消耗品、燃料費、 光熱水費等) 役務費 委託料 使用料及び賃借料 備品購入費	補助対象経費の10/10に相当する額とし、以下を上限とする。 1年目 20万円 2年目 15万円 3年目 10万円

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、北栄町若者チャレンジ応援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 本補助金の申請は、同一申請者につき1回限りとする。ただし、同一内容の事業を複数年度で実施する場合、年度ごとに申請するものとする。

(審査)

第8条 町長は、前条により提出された申請について、事業実施の可否を決定するための審査会を設けるものとする。

2 審査会の委員は次のとおりとし、5人以内で構成するものとする。

(1) 副町長

(2) 企画財政課長

(3) その他町長が適当と認めるもの

3 審査会の会長には、副町長があたり、会務を総理する。

4 審査会は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、申請がない場合及び継続して事業を行う団体からの申請で事業内容に大幅な変更がない場合は、審査会は開催しない。

5 会長は、審査会において必要があると認める場合には、委員以外の職員又は該当する団体の構成員の出席を求め、説明又は意見を求めることができる。

6 審査会の事務は、企画財政課で処理する。

(交付決定)

第9条 町長は、審査会の審査結果に基づき補助金の交付又は不交付について決定し、北栄町若者チャレンジ応援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事業の変更)

第10条 補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定事業者」という。)は、次のいずれかに該当する変更が生じたときは、北栄町若者チャレンジ応援補助金変更申請書(様式第6号)を町長へ提出しなければならない。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 補助対象経費の20パーセントを超える減を伴う変更

2 町長は、前項の変更申請書の提出があったときは、内容を審査し、補助金の額等を決定するものとする。

3 町長は、変更した補助金の額等を決定したときは、交付決定事業者に北栄町若者チャレンジ応援補助金変更承認通知書(様式第7号)にて通知するものとする。

(実績報告)

第11条 交付決定事業者は、事業が完了した日から起算して30日又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、北栄町若者チャレンジ応援補助金実績報告書(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業実施報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算書(様式第10号)
- (3) 補助対象経費の支払いを証する書類の写し
- (4) その他町長が必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。